

第二十二回 帝國議會 貴族院議事速記錄第七號

明治三十九年一月十四日(水曜日)

午前十時九分開議

議事日程 第七號 明治三十九年二月十四日

午前十時開議

明治三十九年度歲入歲出總豫算案並明治三十九年度各特別會計歲入歲出豫算案審查期限ヲ定ムルノ件

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件

臨時軍事費豫算追加案審查期限ヲ定ムルノ件

明治三十八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)審查期限ヲ定ムルノ件

明治三十八年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)審查期限ヲ定ムルノ件

明治三十八年度歲入歲出豫算追加案(特第一號)審查期限ヲ定ムルノ件

明治三十八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)審查期限ヲ定ムルノ件

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(追第一號)審查期限ヲ定ムルノ件

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出衆議院送付)

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

產業試驗費講習費國庫補助法案(政府提出衆議院送付)

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

〔小原書記官朗讀〕

昨十三日松岡康毅君第四部理事ノ辭任ヲ許可セラレタルニ依リ同日第四部ニ於テ其ノ補闕選舉ヲ行ヒ男爵沖守固君當選セリ
○議長(公爵徳川家達君) 豫算委員分科ノ主査ノ氏名、其他ノ御報告ガゴザイマスガ、ソレハ省略イタシマシテ速記録へ掲ゲテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナケレバ左様取計ヒマス

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス〕

昨十三日議員前田正名君ヨリ三十一名ノ賛成ヲ以テ戰後ノ經營ニ關シ臨時調査局ヲ設クルノ建議案ヲ提出セリ

同日豫算委員分科會ニ於テ當選シタル主査ノ氏名左ノ如シ

第一分科主査 伯爵正親町實正君 第三分科主査 子爵岡部長職君

第三分科主査 干城君 第四分科主査 子爵會我祐準君

第五分科主査 子爵鳥居忠文君

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、御諮詢ヲ致シマスガ議事日程ノ第一ヨリ第七マデハ皆豫算ニ關スルコトデゴザイマスカラ、東ネテ問題ニ供シテ宜カラウカト思ヒマス

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ガ無ケレバ左様イタシマス、阪谷大藏大臣

〔左ノ通牒文ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

明治三十九年度歲入歲出總豫算案並明治三十九年度各特別會計歲入歲出豫算案

右本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日 衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

右本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日 衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

臨時軍事費豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第一號)明治三十八年度歲入歲出總豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第二號)明治三十八年度歲入歲出總豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

(特第一號)明治三十八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

(國務大臣阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(阪谷芳郎君)此豫算案ニ就キマシテハ、既ニ昨日減債基金法及

増稅繼續ノ問題ノ節ニ、大體三十九年ニ對シマスル財政ノ經畫ヲ申上ゲテ置

キマシタカラ茲ニ再ビ之ヲ繰返スノ必要ハ無イト考ヘマス、衆議院ニ於キマ

シテ一二修正ガゴザイマシタコトニ對シマシテハ、十分ニ協議ヲ致シマシタ
結果、已ムヲ得ヌト認メマシテ此修正ニハ政府モ同意イタシマシタ次第デゴ
ザイマス、成ルベク速ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵正親町實正君 此豫算案ノ審查期限デゴザイマスガ、是ハ此度ノ豫算
ハ昨日議事ニ上ボリマシタ法律案トモ關係ヲ致シテ居リマスモノデアリマスカ
ラ、此第一ヨリ第七全體ノ豫算ノ審査期限ハ本日ヨリ一千日間、即チ來ル三月

五日中ニ審査報告ヲ致シタイト云フ考デアリマス、諸君ノ御贊成ヲ願ヒマス

○男爵船越衛君 贊成

○子爵三島彌太郎君 贊成

○男爵石黒忠惠君 贊成

○子爵堤功長君 贊成

○議長(公爵徳川家達君) 唯今正親町伯爵ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒ
マス

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程ノ第八ニ移リマス、鐵道敷設法中改正法
律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ノミヲ朗讀イタサセマス

〔小原書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付
候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ效フ〕

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ效フ〕

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項中羽越線及岩越線ノ部「新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル鐵道」ヲ「新潟縣下
發田ヨリ村上、山形縣下鶴岡、酒田、秋田縣下本庄ヲ經テ秋田ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ山形縣
下米澤ニ至ル鐵道」三改ム

同項

第二條第一項中山陰線ノ部「山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道」ノ下ニ「及本線

ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道」ヲ加フ

第七條第一項第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 北陸線及北越線ノ連絡線富山縣下富山ヨリ新潟縣下直江津ニ至ル鐵道

同項第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 山陰豫定線京都府下舞鶴ヨリ兵庫縣下豊岡、鳥取縣下鳥取、島根縣下松江、濱田ヲ經テ山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道中舞鶴ヨリ今市ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ鳥取縣下境ニ至ル鐵道

同項第十號及第十一號ヲ削ル

第八條中「二十箇年ヲ二十五箇年」ニ改ム

〔國務大臣山縣伊三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(山縣伊三郎君) 鐵道敷設法中改正ヲ要シマスル趣旨ハ、第一期豫定線中、山陰山陽線ノ經絡及北越北陸ノ線ノ經絡ヲ整理セムトスル點ニアリマシテ、即チ富山直江津間ヲ第一期線ニ繰上げ、第一期線中ノ陰陽連絡線ヲ山陰線ト更ヌマシテ、之ヲ和田山、福知山間、米子今市間ニ延長イタシマシテ既成線トノ連絡ヲ取リマシテ、運輸ノ便ニ遺憾ナカラシメムトスル次第デアリマス、是ハ二十年ヲ二十五年ト改メタ次第アリマス、以上ハ政府提出ナリマス、是ハ二十年ヲ二十五年ト改メタ次第アリマス、以上ハ政府提出案ノ概要デアリマシテ、尙衆議院ニ於テハ右ノ外、羽越線ト云フモノヲ豫定線中ニ加ヘラレタノデアリマスガ、是ハ政府ニ於テハ別ニ差支ナキモノト認メテ同意イタシタ次第アリマス、單純ナル改正案デアリマスルカラ、ドウゾ御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○千坂高雅君 モウ一應伺ヒマス、今ノ御説明ニ依レバ即チ新ニ此海岸線ヲ入レルト云フダケノコトデゴザイマスガ、元ノ法律ニ障ラズニ行ツテモ宜カリサウナモノト考ヘマス、詰リ「新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル」ト云フ法律ヲ其儘活カシマシテ、サウシテ分岐線ト云フ所ノ「及」カラ削レバ、衆議院ノ方デ海岸線ヲ入レテ通過シタモノト同ジ結果ヲ得ルダラウト思ヒマスガ、是ハ畢竟斯ウ云フコトニ改正シタト云フモノハ、ドウモ理由ガ乏シイヤウニ考ヘマスガ、之ヲ元ノ儘ニ置ケバ海岸線ヲ豫定線ニスルコトガ何カ差障リヲ生ジテ已ムヲ得ズ一項ヲ加ヘタノデアルカ、是ハ殊更ニ在ル法律ヲ徒ニ大關係ノアルモノデアリマス、地方人民モ熱心ニ希望シテ年々歲々請願シテ、此貴衆兩院ニ於テモ採擇シテ通過シテ居リマス、然ルニ衆議院ノ方ニ於キマシテハ之ヲ「本線ヨリ分岐シテ山形縣下米澤ニ至ル」ト輕クシテ仕舞ッタ、斯ウ致シテ見マスルト餘ホド……「低聲聽取シ難シ」本員並ニ地方人民ハ感ズルノデゴザイマス、ソレニ政府ガ御同意ニナツタ理由ト云フモノハ「及本線ヨリ分岐シテ山形縣下米澤ニ至ル」ト云フ此及「カラ後ノコトハ矢張リ其效力ハ、元ノ一期線ニ改ツテアル通り同様ノ效力ヲ有スル、斯ウ言フ御見込デゴザイマセウカ、本員ノ如キハドウモ文字ヲ改正スルニ……「低聲聽取シ難

シ」改正スルト云フコトハ餘ホド重イ事デナケレバ改正ト云フコトハ出來ナイト考ヘマス、即チ新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ルト云フ一ノ法律デゴザイマス、之ヲ改メマスル理由ハ何レニ在ルカ、政府ニ於テハ政府ノ案デ無イカラ知ラヌト仰シヤルカモ知レスケレドモ、衆議院ノ精神ハ何處ニアリマスカ、之ヲ質問シタウゴザイマス、從テ此處分方ハドウ云フ順序ニナルノデゴザイマスカ、此效力ハ直ツテモ同ジ效力ヲ持ツテ居ルカ、並ニ之ヲ改メマスルニ付テハ、衆議院ノ修正ニハ十分ノ理由アリト御認メデ政府ハ御同意ニナツタモノカ、其點ヲ篤ト承知イタシタウゴザイマス

〔國務大臣山縣伊三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(山縣伊三郎君) 御答イタシマス、是マデ極ツテ居リマスル分ニハ別段變更ヲ來サヌノデアリマス、此羽越線ニ同意イタシマシタノハ、此線ハ略調査モ出來上ツテ將來ハ矢張リ豫定線ニ加ヘルモノデアリマスカラ、ソレデ同意イタシタモノデアツテ、是マデ極ツテ居ル唯今御尋ノ分ニハ別ニ變更ヲ來サヌノデアリマス

○政府委員(仲小路廉君) 唯今ノ御尋ニ對シマシテ、御答申上ゲマス、御尋ノ御趣意ハ是マデアツタ法律ニハ「新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル鐵道」ト云フモノガアツタノニ、今度或線路ヲ加ヘタガ故ニ米澤ニ至ル鐵道ト云フモノガ分岐線ニナツタノハドウ云フ趣意デアルカト云フ御尋デアラウト思ヒマス、是ハ是マデノ法律ニ記載シテゴザイマス分ト此度新潟縣新發田ヨリ秋田ニ至ル鐵道ト云フモノガ加ハリマシタコトニナリマシタノデ、ソレガ加ハリマシタガ故ニ是マデ極ツテ居リマス分ガ、變更ヲ生ジタト云フコトハゴ

ザイマセヌ、別ケテ申シマスレバ詰リ此度一線ガ加ハリマシタノデ……

○千坂高雅君 チヨット今變更ヲ生ズルト云フ御話デアルカ、變更ヲ生ジナイト云フ御話デアルカ……

○政府委員(仲小路廉君) チヨット申上ゲマスガ、是マデアリマシタ線路ニデアリマス、ソレ故ニ別段一ノ法文ニナリマシタ線路ヲ合シテ一ノ法文ニ致シマスノ今度更ニ一線ヲ加ヘマシテ、其加ヘマシタ線路ヲ合シテ一ノ法文ニ致シマスノ

デアリマス、ソレ故ニ別段一ノ法文ニナリマシタ線路ニ合シテ一ノ法文ニ致シマスノ知ヲ願ヒマス

○千坂高雅君 唯今ノ御説明ハドウモ本員ニハシッカリ了解ガ出來マセヌ、

此元ハ衆議院デ此海岸線ヲ入レタト云フノハ他ノ一線ヲ加フト云フコトデ、即チ此新潟縣下新發田ノ此線ヲ削除シテ更ニ分岐スルト云フコトニセズシテ出來得ルコトト本員ハ考ヘル、ソレヲ殊更ニ此法律ヲ改メマシテ今ノヤウニ

スレバ法律ニハ少シモ關係シナイ、唯一條ガ加ハルダケデゴザイマス、ソレヲ斯ウ加ヘタト云フノハ、必ズ理由モ有ラウシ、法律ヲ改メルト云フコトハ萬已ムヲ得スト云フトキニ至ツテ始メテ是ハ法律ノ規定ヲ改メル譯デアラウト思フ、決シテオモチャニ思付次第ニ法律ヲ改メルモノデハナイト考ヘマス、ソレヲ此法律ヲ改メルト云フニハ、衆議院ニモ改メルダケノ理由ガ有リ、政府ガ同意ヲスルニモ成ルホド是ハ改メナケレバナラヌト云フ趣旨ヲ以テ御同意ヲナサレタカ、其所ヲ私ハ伺ヒタウゴザイマス、是ガ「分岐シテ」ト云フコトニナレバ、ドウモ妙ナ事ニナリハセヌカト思フノデゴザイマス、ドウカソコヲ明瞭ニ御答ヲ願ヒマス

〔國務大臣山縣伊三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(山縣伊三郎君) 御答イタシマス、是ハ唯文章上ノ事デアリマシテ、二ツノモノニニ纏メタト云フコトニ過ギナイノデアリマスカラ、是デ別段差支ナイト認メタノデアリマス

○千坂高雅君 此今大臣ノ御答デゴザイマシタガ、「分岐シテ」トナッテ居ルト、是ハ支線ニナル、是ハ幹線ノ本線デゴザイマス、輕重ハ無イト仰シヤルガ、ドウシテモ文章ニ於テモ事實ニ於テモ輕重ハ有ルヤウニ本員ナドハ考ヘル、ノミナラズ斯ウ改メナケレバナラヌト云フ理由ハ無イノデアリマス、斯ウ改メナケレバ歩ケナイ、歩ケナイカラ斯ウ改メル、斯ウ改メルコトニ改正シタ、斯ウ云フ理由ヲ明ニシタイ、斯ウ云フ譯デアリマス

「國務大臣山縣伊三郎君演壇ニ登ル」

○國務大臣(山縣伊三郎君) 度々同ジャウナコトヲ繰返スヤウデアリマスガ、詰リ分岐ト云ウテモデス、同ジモノデアラウト思フデス、何レニシテモ同一ナコトニナルデアラウト思ヒマスカラ、二ツノモノヲ一ツニ纏メタ方ガ宜イ、斯ウ云フ考ヲ以テ同意シテ居ルノデアリマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第九ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、此特別委員ノ選定ハ議長ガ致シテモ御罷存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマスカラ議長ガ選定ヲ致シマス補助法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ヲ朗讀イタサセマス

〔小原書記官朗讀〕

産業試驗費講習費國庫補助法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

衆議院議長杉田定一

貴族院議長公爵德川家達殿

産業試驗費講習費國庫補助法

第一條 本法ニ於テ試驗場ト稱スルハ農事工業及水產ニ關スル試驗場、講習所ト稱スルハ農事工業及水產ニ關スル講習所ニシテ主務大臣ノ定メタル規程ニ依リ設立シタルモノヲ謂フ

第二條 本法ニ依リテ交付スル補助金ニ充ツル爲國庫ハ毎年金二十萬圓以内ヲ支出ス

第三條 主務大臣ハ府縣ニ於テ設立シ又ハ北海道地方費ヲ以テ設立シタル

試驗場又ハ講習所ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

主務大臣ハ補助金ノ用途ヲ指定スルコトヲ得

第四條 补助金ノ交付ハ五箇年ヲ以テ一期トス但シ用途ヲ指定スル場合ハ

此ノ限ニ在ラス

前項ノ期間満了ノ後仍必要アルトキハ補助ヲ繼續スルコトヲ得

第五條 補助金ノ年額ハ試験場又ハ講習所ノ經費總額ノ二分ノ一以内トス

第六條 主務大臣ハ郡市區立ノ試験場又ハ講習所ニシテ成績顯著ナルモノニ對シ特種ノ試験ニ要スル材料、機械又ハ裝置ノ費用ヲ補助スルコトヲ

得但シ其ノ府縣ニ於テ設立シ又ハ北海道地方費ヲ以テ設立シタル試験場又ハ講習所ニシテ同種ノ試験ヲ行フモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ補助金ノ額ハ材料、機械又ハ裝置ニ要スル費用ノ二分ノ一以内トス

第七條 試験場又ハ講習所ニシテ其ノ管理不適當ナリト認メタルトキ、補助年期間其ノ經費ヲ繼續支出セサルトキ又ハ主務大臣ノ定メタル規程若ハ補助ノ條件ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ補助ヲ廢止シ、停止シ又ハ其ノ額ヲ減スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ工業ニ關スル實驗ヲ工場ニ嘱託シ第二條ニ定ムル金額内ニ於テ其ノ費用ヲ支給スルコトヲ得

第九條 本法ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

府縣農事試験場國庫補助法ハ之ヲ廢止ス

第十條 試験場又ハ講習所ニシテ府縣農事試験場國庫補助法ニ依リ補助ヲ受クルモノハ其ノ補助年期間本法ニ依リ補助ヲ受クルモノト看做ス

〔政府委員森田茂吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(森田茂吉君) 此法律案ハ現在ノ農事試験場國庫補助法ト云フ法律ニ依リマシテ各府縣ニアリマスル農事試験場及講習所並ニ水產試験場、水產講習所ガ國庫ノ補助ヲ得マシテ農事ナリ若クハ水產ノ事業ノ發達ヲ助ケテ居リマス、然ルニ各府縣ニアリマスル工業試験場並ニ工業講習所ナルモノハ我國庫カラ補助ヲ與ヘマシテ之ヲ獎勵スルト云フコトガゴザイマセナカッタノデ、時勢ノ進歩ニ伴ウテ各府縣ニアリマスル工業試験場並ニ講習所ノ如キモノノ設立ヲ獎勵シ又發達ヲサセナケレバナラズノデ、現今ノ跋ニナツテ居リマスル府縣農事試験場國庫補助法ト云フモノヲ廢止シマシテ、是ヘ一括シマシテ出シタイト云フノデゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御發言ガゴザイマセヌヤウデアリマスカラ議

事日程第十一ニ移リマス

○議長(公爵德川家達君) 右議案ノ審査ヲ付託すべき特別委員ノ選舉、此特別委員ノ選定モ議長ガ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナイト認メマスカラ議長ガ選定イタシマスノ組入ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、通牒文ヲ朗讀イタサセマス

〔小原書記官朗讀〕

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十九年二月十日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長杉田定一

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案
年度ニ於テハ其ノ組入ヲ爲サルコトヲ得

〔國務大臣阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(阪谷芳郎君) 此案ハ財政上ノ都合ニ依リマシテ三十九年度ニ於

キマシテハ軍艦水雷艇補充基金ノ組入ヲ見合ハス、斯ウ云フ法律案デゴザイマス、極メテ簡單ナモノデゴザイマスカラ御贊成ヲ仰ギタウゴザイマス

○伊澤修二君 本員ハ此案ニ附帶シテ質問イタシタイコトガアリマス、此案ノ出マシタノハ法律第七十九號ニ於テ軍艦水雷艇補充基金ノ特別會計ト云フモノハ一般ノ歲入歲出ト共ニ提出ニ相成ルベキモノガ、三十九年度ニ於テ之ヲ補ヒマシテ農事試験場ト同様ニ工業試験場ヲセ補助ヲシテ獎勵ヲ致シタイト云フノデ本案ヲ提出イタシマシタノデ、是ガ出マスルト現今存在シテ居リマスル府縣農事試験場國庫補助法ト云フモノヲ廢止シマシテ、是ヘ一括シマシテ出シタイト云フノデゴザイマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御發言ガゴザイマセヌヤウデアリマスカラ議

○國務大臣(阪谷芳郎君) 唯今御尋ノ教育基金ハ是ハ豫テ御協賛ヲ經マシテ軍艦水雷艇ノ基金、教育基金及災害基金此三基金共ニ軍費ノ方へ繰替ヲ致シ

マシタ、ソレ故ニ教育基金ノ方カラハ別ニ利子ガ出マセヌノデゴザイマスカラ、其利子ガ出マセヌ以上ハ之ヲ財源トシテ使用スルノ途ガ無イノデゴザイ

マス、即チ今年ハ豫算ニハ掲ゲテゴザイマセヌ、唯今日程ニ上ボッテ居リマスルノハ、ソレトハ達ヒマシテ一般會計ノ方デ年々積金ヲシテ行ク方ノ側ナシデ此積金ヲ今年ハ見合ハス、斯ウ云フ趣意ナンデゴザイマス

○伊澤修二君 分リマシタ、其事ハ分リマシタガ、何レ此教育基金ノコトニ就キマシテハ追テ質問モ致シ且意見ヲ述ベルコトニ致シマス

○伯爵柳澤保惠君 少シク大臣ニ伺ヒマスルガ、唯今此法律案ノ御説明ガゴザイマシタガ、ソレハ此案ニ附タル文句ヲ仰シヤッタコトデアッテ少シモ御説明ガ無イト思ヒマス、ドウモ昨今政府……大臣、並ニ委員方ノ御説明ガ誠ニ簡單デ詳シイコトハ委員會デ仰シヤルカ知レマセヌガ、モウ少シ御親切ニ御説明ヲ願ヒタイ、就テハ唯今ノ理由デハ、誠ニ財政上ノ都合ダケデハ分リマセヌカラシテ、モウ少々御親切ニ明瞭ニ、耳ノ遠イ御方ニモ聽エルヤウニ、ハツキリ願ヒタイ

○國務大臣(阪谷芳郎君) 御答イタシマス、唯今他ノ御質問ニ對シマシテモ御答イタシマシタ通リニ、軍艦水雷艇補充基金ト云フ法律ガアリマス、此法律ニ依リマスルト年々海軍ニ屬シマスル艦艇ノ價ヲ積リマシテ其ノ價ノ減ッテ行ク分ヲ年々積立テル、斯ウ云フ法律ガゴザイマスルノデ、然ル所ガ此三十九年度ニ於キキマシテハ既ニ御手許ニ回ッテアリマスル通リニ戰役ノ始末ト致シマシテ種々費用ガ多ク掛カル、ソレニ付キマシテハ色々節約ヲ力メケレバナラスト云フ必要カラ致シマシテ此積立金ヲ今年ハ見合セヤウ、此積立金ヲ見合ハセマスレバ即チソレダケノ財源ヲ他ニ使用スルコトガ出來ルニ依テ此積立金ヲ見合セタイ、斯ウ云フ法律案ナンデゴザイマス、是ダケ御答イタシテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十三ニ移リマス、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、此特別委員ノ選定モ議長ガ致シテ御異存ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 然ラバ議長ガ選定イタシマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔太田書記官長朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案特別委員

公爵二條基弘君 子爵永井尙敏君 男爵石黒忠恵君
男爵本多副元君 男爵長松篤棐君 古市公威君

岡田良平君 桑田熊藏君 道源權治君

產業試驗費講習費國庫補助法案特別委員

侯爵松平康莊君 子爵加納久宜君 男爵松平直德君
男爵船越衛君 田中芳男君 男爵青山元君

軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ關スル法律案特別委員

子爵松平乘承君 西村亮吉君 子爵松平忠禎君
男爵相浦紀道君 男爵佐野延勝君 南郷茂光君

宮島誠一郎君 本間千代吉君 宮崎喜久太郎君

○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハアトヨリ御報告ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十時四十二分散會